

埼玉県企業局「建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職などにより、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の休日や賃金の確保等、処遇改善のために、働き方改革を進めることが必要である。

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）は、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化しようとする制度であり、建設業界が魅力的な職場となり、中長期的な担い手の確保・育成を促進するために、普及・活用が求められている。

本要領は、埼玉県企業局が発注する建設工事において、CCUS 活用モデル工事（以下「モデル工事」という）を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

CCUS：建設工事業を営む事業者が、現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を、業界横断的に登録・蓄積するためのデータベースシステム。

※システムの運営は（一財）建設業振興基金が行う

下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるもの（警備会社・運搬業者等を除く。）をいう。

技能者：元請及び下請企業の従業員のうち、技能労働者として就労する者、及び一人親方。

CCUS登録技能者：技能者のうち、現場作業員一覧への登録（CCUS施工体制技能者登録）を行う者（キャリアアップカード受領待ちの者も含む）。

技能者登録率：CCUS登録技能者の総数/技能者の総数

カードリーダー：CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末のこと。

現場利用料：CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

(対象工事)

第3条 埼玉県企業局が発注する全工事を対象とする。

(発注・契約方式)

第4条 CCUS 活用モデル工事の発注・契約にあたっては、以下のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

発注者発注者が、モデル工事として選定する場合は、入札公告及び特記仕様書において、別紙1に基づきモデル工事の対象である旨を明らかにするものとする。

モデル工事の受注者は、第5条に定める内容を実施するものとする。

(2) 受注者宣言型

上記(1)発注者指定型以外の工事において、契約後、受注者から申し出がある場合に、発注者との協議によりモデル工事として設定できるものとする。

この際、モデル工事の実施内容等については、(1)発注者指定型と同様とする。

なお、受注者の申し出の時期に関わらず、当該工事の公告日時点の要領を適用するものとする。

(実施内容)

第5条 受注者は、モデル工事として、以下の内容について実施するものとする。

| 実施項目 | 基準 |
|-----------|---|
| ①技能者情報登録 | 登録技能者率 (CCUS 登録技能者の総数/技能者の総数) 60%以上 |
| ②就業履歴情報登録 | カードリーダー等を設置し、①技能者情報登録の対象者の就業履歴情報の登録(蓄積)を全工事期間行ったこと。 |

2 受注者は、CCUSの活用にあたっては、システムの運用主体である(一財)建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

(実施状況の確認)

第6条 受注者は、工事完成時に、第5条に掲げるモデル工事の実施項目につい

て、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

| 実施項目 | 基準 |
|-----------|---|
| ①技能者情報登録 | ・ 技能者の総数 作業員名簿（建設業法施行規則第14条の2第4項） ・ CCUS 登録技能者数の総数 【CCUS 施工体制技能者登録が完了している者】 CCUS 施工体制登録技能者一覧 【キャリアアップカード受領待ちの者】 登録完了メール（写し） |
| ②就業履歴情報登録 | CCUS 就業履歴月別カレンダー |

2 受注者は、第5条に定める実施項目①、②のいずれかが基準に達しなかった場合、様式1により、発注者に未達成の項目、要因及び改善策を発注者に報告するものとする。

（工事成績評価における評価）

第7条 発注者は、第5条に掲げるモデル工事において受注者が実施する項目について、基準を達した場合は、工事成績評価において、以下のとおり加点を行う。

| 評価基準 | 発注者指定型・受注者宣言型 加点 |
|------------------------|---------------------|
| 第5条の実施項目の全ての基準を達成している。 | 1. 0点 |

※加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評価の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

（CCUS 活用に係る費用）

第8条 CCUS 活用のための以下の費用については、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を共通仮設費として積上げ計上し、変更契約を行うものとする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外として積算する。

（1）カードリーダー等購入費用

カードリーダー（もしくは、就業履歴情報の登録のための顔認証カメラや顔認証型のリーダー）の購入費用（新規購入に限る）について、現場での使用実績を確認した上で、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

| 入構管理機器の OS | 計上費用の上限 | 台数 |
|------------|----------------|----------------------------------|
| Windows | 10,000 円/台（税抜） | 当該工事現場に設置する数 （1 工事あたり 2 台を上限） |
| iOS | 30,000 円/台（税抜） | |

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。

また、就業履歴の蓄積に使用する機器（パソコンやタブレット等）の設置費や通信費は計上しない。

（2）現場利用料

現場における現場利用料（カードタッチ費用）は、当該現場に係る就業履歴の総数（CCUS 就業履歴月別カレンダーにおける就業履歴計上数）に基づき費用を計上する。

なお、CCUS へのシステム登録（事業者登録、管理者 ID 登録、技能者登録）のための費用は計上しない。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

本要領は、令和5年1月4日から施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。